

大学における障害学生 受け入れの現状

～2019 調査より

通学編～

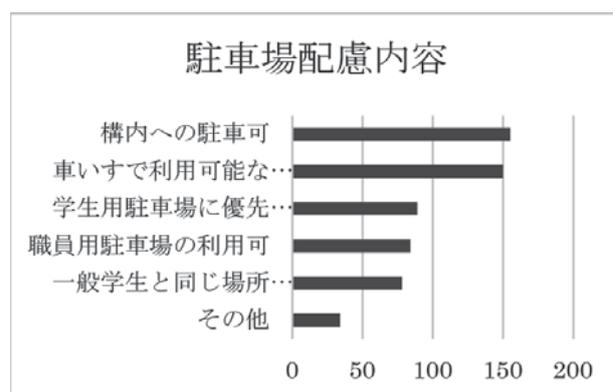
殿岡 翼

今回は、2019 調査より大学における通学支援の現状を見ていきます。障害学生支援について大学の教職員の方々の議論では「修学支援」について語られることが多いですが、障害学生当事者の間ではまず大学に通うところから困難が多くあるというのが実感です。そこで今回は通学に焦点を当てて2019 調査を分析していこうと思います。

自動車通学

項目	可		
	数	率	前回比
自動車通学	323	82%	▲1pt

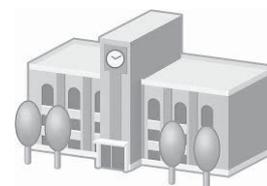
駐車場配慮内容	配慮あり		
	数	率	前回比
構内への駐車可	155	39%	0pt
車いすで利用可能な駐車スペース	150	38%	▲1pt
学生用駐車場に優先スペース	89	23%	▲1pt
職員用駐車場の利用可	84	21%	0pt
一般学生と同じ場所へ駐車	78	20%	▲2pt
その他	34	9%	0pt



自動車通学を認めている大学は、82%でほぼ横ばいでしたが、2019 調査の項目の中でも、非常に多くの大学が認めているものと言えます。駐車場配慮内容を見ていくと、「車いすで利用可能な駐車スペース」を用意する大学は、38%で横ばい、「学生用駐車場に優先スペースを設ける」と回答した大学は、23%で、こちらも横ばいでした。配慮内容に大きな変化はありませんでした。

その他の配慮として「講義の場所によって止めていいこととしている。それがわかる専用の駐車表も発行している。」(群馬大学)、「許可した場合、教職員用駐車場もしくは来学者用駐車場の障がい者用駐車スペースの利用を認める」(福山市立大学)「事故などで一時的に車いす生活の学生には、障害者用駐車場を貸しています。」(藤田医科大学)などがありました。

なお、駐車場の配慮については、大学の立地条件により、敷地に駐車スペースを設けることができるかどうかによって左右されることがあります。

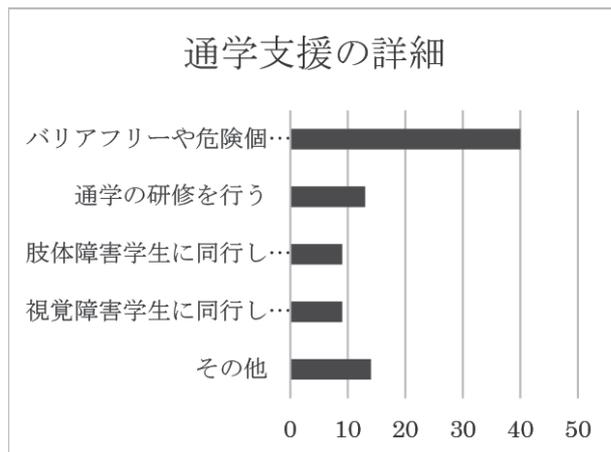


通学支援

項目	支援あり		
	数	率	前回比
障害学生への通学支援	53	13%	Opt

通学支援の詳細	支援あり		
	数	率	前回比
バリアフリーや危険個所等の情報を大学側から提供する	40	10%	▲1pt
通学の研修を行う	13	3%	▲1pt
視覚障害学生に同行し移動の支援をする(1)	9	2%	Opt
肢体障害学生に同行し移動の支援や介助を行う(2)	9	2%	Opt
その他	14	4%	1pt

上記2項目の大学名	(1)	(2)
札幌学院大学		●
八戸工業大学	●	●
宇都宮大学	●	●
目白大学	●	●
清和大学		●
南山大学	●	●
北陸先端科学技術大学院大学	●	
長岡大学	●	●
大阪樟蔭女子大学	●	●
長崎外国語大学	●	
沖縄キリスト教学院大学	●	●



次に大学が障害学生へ行う通学支援について見ていきます。通学支援については2017年3月に文科省でまとめられた障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)で、初めて合理的配慮の対象となった新しい分野です。

今回、障害学生への通学支援を行なう大学は53校で、前回比は増えず横ばい状態でした。まだまだこの分野が遅れている様子がうかがえます。

通学支援の詳細については、視覚障害学生や肢体障害学生に同行し移動の支援をする大学は、2%にとどまっております。また、バリアフリーや危険個所等の情報を大学側から提供する大学も、10%でほぼ横ばいとなっています。

その他の支援としては、「冬期間の除雪」(福島大学)、「障害のある学生については、スクールバスの無料乗車許可証を発行」(聖学院大学)、「障害学生通学の利便性の確保と積極的登校の促進を奨励すると同時に引率者の負担軽減を目的とし、通学時のタクシー代を限度額内で援助する」(名古屋学院大学)などがありました。

下宿紹介

項目	支援あり		
	数	率	前回比
一般学生に下宿の紹介	226	58%	7pt
障害学生への下宿紹介	177	45%	8pt
障害学生下宿紹介配慮有り	114	29%	▲1pt
障害学生下宿紹介配慮詳細	87	22%	2pt

下宿を紹介すると回答した大学の数は、一般学生、障害学生のどちらについても、非常に高い伸びを示しています。

一方、障害学生下宿紹介時の配慮について「配慮あり」が、ほぼ横ばいでした。下宿は紹介するが配慮についてはまだ十分とは言えない状況がうかがえます。

下宿紹介時の配慮を記述回答で聞いています。不動産屋や大家との橋渡し、バリアフリーなど学生のニーズに合った下宿先を探すといった回答が見られました。

障害学生下宿紹介配慮詳細では、「不動産屋や大家への橋渡しや配慮依頼、下宿先の優先紹介、障害学生が希望する下宿先と一緒に探すなど、障害学生のニーズに沿って行う配慮」(札幌大学)、「下宿先オーナーに予め障がいの状況を伝え、館内移動しやすい部屋を斡旋してもらった 入居後もオーナーに連絡をして必要であればサポートしてもらっている」(法政大学) などがありました。

通学をめぐる合理的配慮の整理

学校保健安全法の第 27 条に基づいて、学校安全の推進に関する計画の策定について(2012年3月21日中央教育審議会答申)で「大学等の高等教育機関も学校保健安全法の対象であり、学校安全計画の策定等について義務とされている(中略)高等教育機関における取組は各機関がその実態にあわせて対策を講じることが必要である」とされています。障害者差別解消法が成立するはるか以前から学校安全計画の策定等が義務となっており、この視点に立って、障害学生の通学について取り組みがなされる必要があります。

さらに、2017年3月に発表された文部科学省の第二次まとめでは、障害学生の「生活面への配慮(通学、学内介助(食事、トイレ等)、寮生活等)に関する事項」等が、大学の合理的配慮の範囲として加わりました。したがって現在では、障害学生の受ける地域福祉が十分かどうかにかかわらず、生活面への配慮は大学の合理的配慮の範囲です。

そのうえで、「重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供」するために2018年4月から厚生労働省で「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」がスタートしています。したがって大学修学支援事業は、大学の合理的配慮の補完をする制度という整理になります。

今回取り上げた「自動車通学」「通学支援」「下宿紹介」いずれも大学の合理的配慮の一環として今後どのように取り組みが強化されていくか、注目されます。